

2026年6月16日  
アルプスアルパイン株式会社

## 公正取引委員会からの勧告について

本日、アルプスアルパイン株式会社（以下「当社」といいます。）は、公正取引委員会より改正前の下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）に基づく勧告（以下「本勧告」といいます。）を受けましたのでご報告申し上げます。

お取引先様をはじめ関係者の皆様には、ご心配とご迷惑をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

### 1. 本勧告の概要

本勧告では、当社が、製品の製造を委託していた取引先様3社（以下、3社様を合わせて「本件取引先様」といいます。）とのお取引において、既に量産が終了し、量産時と比較して発注数量が大幅に減少して1個当たりの製造に要する費用が大幅に増加することが明らかであったにもかかわらず、本件取引先様と単価の見直しについて協議することなく、一方的に量産時の発注数量を前提とした単価で製造委託に係る代金の額を定めたとして、当該行為が下請法第4条第1項第5号（買ったたき）に違反すると判断されたものです。なお、本勧告では令和6年10月1日以降（以下「対象期間」といいます。）の本件取引先様とのお取引について指摘を受けており、対象となった製品は16品番（以下「対象製品」といいます。）です。

### 2. 本勧告に対する当社の対応

#### (1) 本件取引先様との協議

当社といたしましては従前も取適法順守活動を行ってまいりましたが、本勧告を受け、改めまして当社は、本件取引先様との間で、対象期間中の対象製品の価格について真摯に協議を行ってまいります。

具体的には対象期間中の対象製品に係るお取引について、本件取引先様との間で発注単価の見直しに合意した場合には、速やかに、令和6年10月1日まで遡って、当該発注単価と支払済代金との差額に相当する金額を本件取引先様にお支払いを実施させていただきます。

なお、当社は、本件お取引先様に対し、既に本件に係る状況確認を取らせて頂いておりますが、対象製品のいずれについても、その製品の特質や製造プロセス、在庫状況等の理由により、量産終了後の発注であっても、製造コストに大幅な変更が生じたものではないとお取引先様のご見解を頂戴しており、当社よりお取引先様にお支払いすべ

き過去のお取引に係る差額分は、それほど多額になるものではないものと算出しておりますが、本勧告を受けて、改めて当該取引先様との間で、真摯に協議を行ってまいります。

## (2)これまでの運用と今後の再発防止策

当社では、量産終了後の製品を発注する場合には、下請法第4条第1項第5号（買いたたき）の規定に違反することがないように、同法の適用対象となる各お取引先様に対し、案内書面・Eメールを送付し、受注可否並びに単価に関する意見表明及び調整の機会を提供する運用としており、実際に、多くの事例において、かかる案内を踏まえてお取引先様から申し出を受け、価格改定を行っていたため、運用に問題はないものと認識しておりました。しかしながら、今般、公正取引委員会より、当社の案内書面・Eメールにおける表現が、その文言上、積極的に当社から価格改定（お取引様製品の値上げ）の協議を申し出る趣旨のものとは読み取れないとのご指摘をいただきました。当社としては、かかるご指摘を重く受け止め、今後は、当該案内書面・Eメールの表現をより適切な内容に見直すなど、所要の措置を講じてまいります。

さらに、各製品に関連する個別の事情や当事者の認識に依拠するのみでは法令上十分な対応ではないと判断される可能性があることを踏まえ、社内教育の強化、判断基準の明確化、及び改善措置の運用徹底を進め、会社として十分な対応ができるよう取り組んでまいります。

当社は、この度の勧告を真摯に受け止め、お取引先様向けに公正な対応をお約束するために当社資材部門から独立した相談窓口を新設し、受付・調査体制を強化するほか、更なる法令遵守体制の整備並びに各お取引先様との取引適正化及び連携強化に取り組み、再発防止に努めてまいります。

## 3. お問い合わせ窓口

本件に関する問い合わせ先： コーポレートコミュニケーション部

電話 050-3613-1581(広報)

<https://www.alpsalpine.com/j/common/inquiry.html>